

しまね
青少年プラン

◆◆ スサノオ プラン ◆◆

(第4次改定)

令和 4年 7月

島 根 県

島根県青少年の健全な育成に関する条例の総則には「すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、家庭及び社会において、青少年のためによい環境をつくり出すように努めるとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為から青少年を守るように努めなければならない。」とあります。

しかし近年、少子化による青少年人口の減少やインターネットの普及による情報ネットワーク社会への移行など、青少年を取り巻く社会環境は急激に変化してきており、児童虐待やいじめ等の子どもが被害者となる事件の増加、不登校やひきこもり、貧困問題の深刻化など、青少年に関する課題は看過できない状態にあります。

青少年が健やかに成長し、社会的に自立していくためには、青少年自身が社会の変化に対応しながら様々な課題に主体的に取り組むことに加え、周りの大人は、青少年に課題を解決する力が身につくよう支えていくことが重要です。また、困難な状況にある子ども・若者に対しては、その一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められます。

島根県においては、青少年が誰ひとり取り残されず、社会の中で安心のよりどころとなる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、社会全体で支える指針として、子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）に基づく「しまね青少年プラン～スサノオプラン～」を策定しており、この度第4次改定を行いました。

今回の改定では、令和3年4月に内閣府より発出された「子供・若者育成支援推進大綱」に示されている「家庭」「学校」「地域」「情報通信環境」「就業」という5つの「場」ごとの青少年の現状や実態をデータで示すとともに、そこに存在する課題の解決に向けた県の施策等を記載しています。

私たちにとって青少年は、未来を創る担い手であり、大きな希望です。青少年の育成支援は、県や市町村の取組はもとより、県民の皆様一人ひとりが自分自身の課題として考えるところから始まります。家庭・学校・地域が一体となり、全ての青少年が健やかに成長し、持てる能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現を県民総ぐるみで取り組むことが重要です。

皆様には、このプランの趣旨をご理解の上、それぞれの立場から一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

令和4年7月

島根県知事

丸山 達也



目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）	
3 計画の期間	2
4 計画の対象となる青少年	
第2章 島根県の青少年を取り巻く現状	
1 島根県が抱える課題「人口減少」	3
2 青少年が過ごす「場」ごとの状況	4
（1）家庭	
（2）学校	7
（3）地域	10
（4）情報通信環境（インターネット空間）	11
（5）就業	12
3 新型コロナウイルス感染症の影響	13
第3章 青少年育成の基本的な考え方	
1 めざす青少年の像	14
第4章 青少年育成の施策展開	
1 施策体系図	15
2 青少年のライフステージに応じた特性と課題と施策展開	16
（1）乳幼児期（就学前）	
（2）学童期（小学生）	
（3）思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）	
（4）青年期（18歳頃から30歳頃まで）	
（5）ポスト青年期（30歳頃から40歳未満まで）	
3 計画の柱立て	17
4 施策の具体的な内容	20
基本理念Ⅰ すべての青少年の健やかな成長に向けた支援	
基本施策1 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】	
施策① 心身の健やかな成長の促進	
施策② コミュニケーション能力や人権感覚の育成	22
施策③ 多様な活動機会の提供	24
施策④ 確かな学力の育成	25
基本施策2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】	
施策① 地域社会への参画と人材育成	26
施策② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成	27
施策③ 職業的自立に向けた就労支援	29

基本理念Ⅱ 困難を抱える青少年とその家族への支援	30
基本施策3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】	
施策① 不登校・中途退学対応の充実	
施策② ニート・ひきこもり支援の充実	31
施策③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実	32
施策④ 障がい等のある青少年支援の充実	33
施策⑤ 子どもの貧困対策の推進	35
施策⑥ ネットワークによる総合的支援の推進	36
基本施策4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】	38
施策① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進	
施策② 犯罪被害防止と保護活動の推進	39
施策③ 児童虐待防止と社会的養育の推進	40
基本理念Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり	42
基本施策5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】	
施策① 子育て支援体制の整備	
施策② 家庭の教育力向上のための支援	44
施策③ 地域と連携した学校づくりの推進	45
施策④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成	46
施策⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実	47
基本施策6 社会環境健全化の推進【環境整備】	49
施策① 安全安心な地域づくりの推進	
施策② 有害環境の浄化対策の推進	50
施策③ インターネット等をめぐる問題対策の推進	51
第5章 計画の実現に向けて	
1 島根の青少年施策の推進	52
2 指標と進行管理	
3 青少年育成に関連する本県プラン・指針等の紹介	53
■資料編	54
○目的を達成するための主要事業	
○内閣府 子供・若者育成支援施策の総合的推進ホームページアドレス	75
◇子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）	
◇子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定）	